

レジリエンス認証ロゴマーク使用規程

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

1. 目的

この規程は、一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会（以下「推進協議会」という。）が認証審査機関として実施する「国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）」制度の「レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領」9. に基づきレジリエンス認証・登録を受けた団体が「レジリエンス認証ロゴマーク」（以下「マーク」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めます。

2. マークの使用

レジリエンス認証・登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、本規程に基づきマークを使用することができます。

3. マークの使用期間

登録団体のマーク使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から2年間とします。その後、更新審査を受審し、認証・登録が更新されなければ、マークを継続して使用することはできません。

4. 条件

使用にあたっては、以下の条件を順守してください。

- (1) マークの商標権は推進協議会に属し、登録団体はこれを第三者に譲渡又は貸与することは出来ません。マークを第三者に譲渡又は貸与したことが判明した場合、認証を取り消し、180日を経過しなければ、再認証審査申請はできません。
- (2) マークは、認証・登録の範囲内で広告、社員の名刺等に用いることができますが、製品自体又はその包装にこのマークをつけることは出来ません。
- (3) 「レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領」2-(2)の例外として、事業者の組織の一部が認証を取得している場合、マークの使用にあたっては、組織全体が認証取得していると誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- (4) マークの使用については、別途定める「レジリエンス認証ロゴマーク使用の手引」を順守してください。

5. 認証・登録番号の表示

登録団体は、マークを用いる場合、認証・登録証に記載されている認証・登録番号をマークの下段に表示しなくてはなりません。

6. マークの使用状況等の調査

推進協議会はマーク使用団体に対して使用状況等について調査を行うことがあります。

附 則 この規程は、2016年4月7日から施行する。